10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

電磁的方法による通知：メールは、いつ届いたことになるのか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか

1　メールを通知手段に入れるかどうか

通知条項には、手交・郵便・ファックス・電子メールといった手段が並びます。通知の方法としては、この4つが記載されることが多いところです。電子メールの扱いは、次のとおりです。

> 電子メールについては、サーバー機器等の不具合やメールアドレスの廃止、変更等により到達の確実性に問題がないとはいえないことや、長期不在等により到達を即時に認識できないリスクがあることから、あえて通知方法に含めないこともあるが、一方で、通知等を容易かつ迅速に行うことができることから、最近では通知方法に定めることも多い。（注1）

ファックスについては、企業においてあまり使用されないようになったことから、最近では通知方法として定めていない条項例がみられます（注1）。通知手段の実務上の比重は変わってきています。

速さを取るか、確実さを取るか。それがこの条項の最初の分岐です。

2　メールは、いつ届いたことになるのか

意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じます（民法97条1項）。最高裁は、この「到達」の意味をこう述べています。

> 隔地者に対する意思表示は、相手方に到達することによってその効力を生ずるものであるところ（民法九七条一項）、右にいう「到達」とは、意思表示を記載した書面が相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、これが相手方の了知可能な状態に置かれることをもって足りるものと解される（最高裁昭和三三年（オ）第三一五号同三六年四月二〇日第一小法廷判決・民集一五巻四号七七四頁参照）。（注2）

紙の通知であれば、この基準に当てはめる材料があります。配達の記録、不在配達通知書、留置期間の満了。メールにはそれがありません。ソフトウェアライセンス契約の英和対訳の逐条解説書は、日本法のもとでの位置づけをこう整理しています。

> 各種の通知手段のうち電子メールについては、現在、企業間においても、企業・個人間においても実用的で一般的な連絡ツールではありますが、相手方に届いたかどうかの確認が難しく、特に日本法のもとでは、少なくとも相手方のメールサーバまで届いていなければ意思表示の到達として認められない（事情によってはメールサーバに届いていても意思表示の到達と認められない）という問題があります。（注3）

送信側の手元に残るのは、送信ボタンを押したという事実までです。相手方のメールサーバに入ったか、迷惑メールとして振り分けられていないか、受信箱に残っているか。そのどれも、送った側からは見えません。

二　よくある条項例

この不確実さを埋めるために置かれるのが、効力発生時期のみなし規定です。記載例は次のものです。

> 第〇条（通知条項）
> 本契約に基づきまたは本契約に関連してなされる契約当事者間の通知その他の連絡は、以下のそれぞれの相手方当事者の連絡先に対して書面により手交、郵便または電子メールによって送付されるものとし、その効力はそれぞれの連絡先に到達した時点に生じる。ただし、手交した場合にはその交付時に、郵便の場合は送付した日の翌々日に、電子メールの場合には送信した日の翌日に、それぞれ連絡先に到達したものとみなすものとする。（注4）

法人間のM&A契約書などの通知条項は、約款で定められることの多い「届出を怠った場合の不着等においても到達をみなす」ことに主眼を置くものとは違い、通知等の効力発生時期を確定することに主眼を置いている定め方も多いところです（注5）。

この記載例がメールについて定める「送信した日の翌日」は、到達主義の言葉づかいを保ったまま、実質的には発信の時点で効力を固定するものです。電子メールを通知手段として認める場合には、発信主義を採用するみなし規定を設けたり、一定の重要な通知は郵便による通

知のみ可とする旨を規定したりすることが考えられます。文例は「電子メールによる通知は、発信時にその効力が生じるものとみなす。」で、「発信時」の箇所を「発信の翌日」などとすることもあります（注3）。

三　問題点

1　到達の証明を、条項が肩代わりするわけではない

みなし規定を置けば、到達したかどうかの争いは減ります。それでも、その日時にそのアドレス宛へ送ったという事実は、送った側が示すことになります。送信ログ、送信控え、サーバーの記録。日常の連絡で保存の習慣がなければ、必要になった時点では残っていません。

電子メールの通知の方法をとった場合には、受領確認の連絡を行うことを義務付ける条項を定めておく条項例もありますが、それほど多くはみられません（注6）。

受領確認は、相手方の行為です。返信をしない相手に条項が用意できるのは、返信しなかったことの債務不履行までで、その通知が効力を生じたかどうかとは別の問題になります。解除の意思表示を急いで打った場面で、相手が黙っていれば止まる仕組みでは、通知条項の用をなしません。

2　誰のアドレス宛に送るか

法人が契約当事者である場合の連絡先については、契約当事者の住所とともに、その宛先となる部署と実際に受領を担当する役職員の名前まで記載する条項例が多くみられます。法人の場合、関係のない部署に通知等が届いても、適時適切な対応等がなされないおそれがあるからです（注7）。

メールでは、この指定がそのまま弱点にもなります。担当者個人のアドレスを書けば、退職・異動・休職でそのアドレスは機能しなくなります。住所が変更されたり、宛名とした従業員が退職したりすることもあるため、通知条項に定める方法によって相手方当事者に通知することによって連絡先を変更することができる旨を定めておくことも多く、みなし到達規定を設ける場合には、その必要性が高くなります（注7）。

通知先の変更があった場合には速やかに相手方に届け出る義務を課すとともに、届け出を怠ったときは、相手方が従前の連絡先へ通知を発信したとき（あるいは、発信の翌日など）に到達したものとみなす、などと定めることも有効です（注8）。

みなし到達と連絡先の変更手続は、対で置くものです。効力発生時期のみなしだけを書くと、使われなくなったアドレス宛の通知が到達したものとして扱われます。

3　重要な通知だけ、書面に限るか

メールを通知手段として認める場合の選択肢には、発信主義のみなし規定と並べて、一定の重要な通知は郵便による通知のみ可とする旨を規定することもあります（注3）。

限定する範囲をどこで切るか。契約の解除、期限の利益の喪失、更新の拒絶。いずれも相手方の地位を一方的に変えるもので、後から「届いていない」と言われると打ち直しの効かない場面です。他方で、業務上の連絡、報告、軽微な仕様変更の申し入れまで書面にすると、運用が回らなくなります。

通知が効力の発生要件になっているかどうかで切ると、線を引きやすくなります。解除の意思表示は、相手方に到達しなければ解除の効力が生じません。その種の通知を書面に寄せれば、日常の連絡はメールのままで済みます。

四　改善例

1　メールを入れるなら、3点を揃える

メールを通知手段に加えるときに書いておく項目は、次のとおりです。

項目	書く内容
効力発生時期	送信した日の翌日に到達したものとみなす、など
通知先の特定	部署名と役職名。担当者の個人名だけで指定しない
通知先の変更	変更時の届出義務と、届出を怠った場合に従前の連絡先への発信をもって到達とみなす旨

通知先を役職名で書いておけば、担当者が替わってもアドレスの指定が生き続けます。個人名を併記するなら、役職名との併記にして、個人名のほうを補助的な位置に置きます。

2　条項の書き方と、実際に打つ手段は別に決める

この条項の実務での扱い方は、次のとおりです。

> なお、電子メールには上記のような問題点があることから、通知条項の記載にかかわらず、紛争に発展しそうな事案に係る通知は、配達状況を確認することのできる郵便で行うのが安全といえます。日本国内においては、配達証明付き内容証明郵便を用いて、到達の事実に加えて、通知の内容まで証明できるようにするのが一般的です。（注8）

通知条項がメールを認めていることは、メールで打たなければならないことを意味しません。条項は、使える手段の枠を広げるものです。争いになりそうな通知をそこから外して郵便で打つ判断は、条項の文言と関係なく、そのつど取れます。

五　書き分けの分岐

場面ごとの判断は次のとおりです。

場面	判断
日常の連絡が中心の業務委託・売買	メールを入れます。効力発生時期のみなしと、通知先変更の届出を対で置きます
継続的な取引基本契約	メールを入れたうえで、解除・期限の利益喪失・更新拒絶の通知は書面に限定します
相手方が消費者・約款による取引	みなし到達の規定そのものについて別の検討が必要です（別稿「通知条項の設計」）
国際取引	準拠法の解釈によって通知が有効にされたかが決まるため、みなし規定を置くことが有効です（注9）

本稿で扱わなかったこと

みなし到達の規定が消費者契約法10条や民法548条の2第2項との関係でどう評価されるか、みなし到達の効果が第三者に及ぶかは、別稿「通知条項の設計」が扱います。本稿は、メールという手段に固有の問題に絞りました。

電子署名による契約の締結は、締結手続を扱う章が引き受けます。本稿が扱うのは、締結された契約に基づく通知をメールで送る場面です。

担当者の異動・退職に伴う契約管理の運用は、契約管理を扱う記事で扱います。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）169〜170頁
（注2）最1小判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁（平成9年（オ）第685号）
（注3）弁護士法人イノベンティア『英和対訳 ソフトウェアライセンス契約の実務』（商事法務、2021）241頁
（注4）前掲注1・170頁の記載例③
（注5）前掲注1・170頁
（注6）前掲注1・171頁
（注7）前掲注1・169頁
（注8）前掲注3・241頁
（注9）前掲注3・240頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/denjiteki-hoho-tsuchi/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「電磁的方法による通知：メールは、いつ届いたことになるのか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。